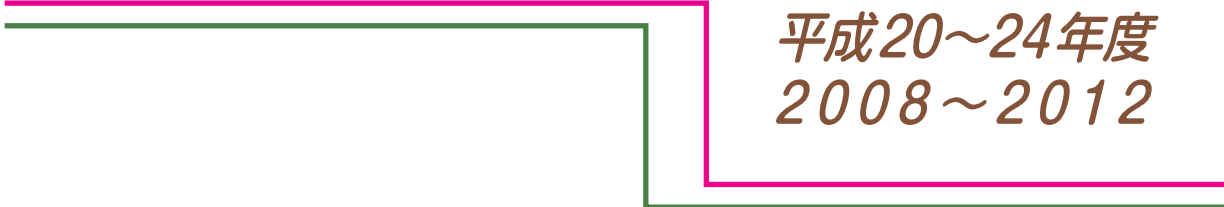


－ 中間評価と今後の推進 －



平成20～24年度
2008～2012

はじめに

札幌市では、21世紀の市民一人ひとりが生涯を通して主体的に健康づくりに取り組んでいただくための10年計画として、健康づくり基本計画『健康さっぽろ21』を平成14年12月に策定し、家庭や学校、地域、関係機関、行政などが連携協同して市民の健康づくりへの支援を進めてまいりました。

この計画は、国が策定した「健康日本21」及び「健やか親子21」の札幌市計画と位置づけられており、母子保健や栄養、運動など9つの領域で10年後の目安となる指標と目標値を設定し、その達成状況について平成19年度に中間評価を行うこととしておりました。

このたびの中間評価で、市民の健康づくりの現状を把握し目標に対する進捗状況を検証・評価したところ、計画策定当初に掲げた健康課題の解決に向けて一層の取組が必要なことから、後半の計画の推進に向けた重要方針として「母子保健の推進」「生活習慣の改善」「健康づくりを支える環境づくり」を定めるとともに、健康づくりを取り巻く社会の動向や他の関連計画との整合性を図るための目標の追加を行いました。

今後は、計画の最終年度である平成24年度に向けて、後半計画の着実な推進を図り、市民の皆様が健康で生きがいを持って豊かな生活を送ることができるようまちの実現を目指してまいります。

最後に、この中間評価と今後の推進にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました「健康づくり推進協議会」の委員の皆様にお礼申し上げます。

平成20年3月

札幌市長 上 田 文 雄

目 次

第Ⅰ章 「健康さっぽろ21」と健康づくりの動向

1 「健康さっぽろ21」の概要.....	1
(1) 計画の策定.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	1
(4) 計画の推進.....	1
(5) 計画の基本的な考え方.....	2
2 健康づくりを巡る国の動向.....	4
(1) 健康づくりを巡る近年の動向.....	4
(2) 「健康日本21」「健やか親子21」の中間評価.....	5
3 札幌市の概況.....	6
(1) 人口構成.....	6
(2) 世帯構成.....	7
(3) 出生の状況.....	7
(4) 死亡の状況.....	9

第Ⅱ章 「健康さっぽろ21」の中間評価

1 中間評価の趣旨と方法.....	11
(1) 中間評価の趣旨.....	11
(2) 中間評価の方法.....	11
2 全体的な中間評価.....	13
3 領域別の中間評価.....	15
(1) 母子保健.....	15
①思春期の心と身体健康づくり.....	15
②生涯を通じた女性の健康づくり.....	18
③子どものすこやかな成長への支援.....	21
(2) 栄養・食生活.....	24
(3) 身体活動・冬季の健康づくり.....	27
①身体活動・運動.....	27
②冬季の健康づくり.....	29
(4) 休養・こころの健康づくり.....	32
①休養.....	32
②こころの健康づくり.....	34
(5) たばこ.....	36
(6) アルコール.....	39
(7) 歯の健康.....	41
(8) 糖尿病・循環器病・がん.....	43
(9) 健康危機管理.....	47

4	地域の健康づくり	50
	(1) 地域組織の育成.....	50
	(2) 人材の養成	51
	(3) 普及啓発	51

第Ⅲ章 「健康さっぽろ21」の今後の推進

1	今後の重要方針	53
2	今後の方向性と重点取組（領域別）	57
	(1) 母子保健	57
	①思春期の心と身体健康づくり	57
	②生涯を通じた女性の健康づくり	58
	③子どものすこやかな成長への支援	59
	(2) 栄養・食生活	60
	(3) 身体活動・冬季の健康づくり	61
	①身体活動・運動	61
	②冬季の健康づくり	62
	(4) 休養・こころの健康づくり	63
	①休養	63
	②こころの健康づくり	63
	(5) たばこ	64
	(6) アルコール	65
	(7) 歯の健康	66
	(8) 糖尿病・循環器病・がん	67
	(9) 健康危機管理	68
3	新たな指標設定	69
	(1) 指標の新規設定	69
	(2) 指標・目標の変更	71
4	今後の計画推進のために	73

資料編

1	中間評価の検討経過	75
2	ライフステージごとの健康づくり	76
3	目標値一覧（領域別）	77
4	札幌市の取組状況（主な事業等）	87

第Ⅰ章

「健康さっぽろ21」と 健康づくりの動向

- 1 「健康さっぽろ21」の概要 …………… 1
- 2 健康づくりを巡る国の動向 …………… 4
- 3 札幌市の概況 …………… 6

1 「健康さっぽろ21」の概要

（１）計画の策定

「健康さっぽろ21」は、少子・高齢化の急速な進展や、生活様式の多様化などにより、生活習慣病の増加や介護による社会負担の増大、育児不安や児童虐待など新たな問題が深刻化するなか、21世紀の札幌市民の生涯を通した健康の実現に向けて、市民一人ひとりが主体的に健康増進を図っていくことを目指すための指針として、平成14年12月に策定されました。

（２）計画の位置づけ

「健康さっぽろ21」は、国が策定した「健康日本21」の札幌市計画であり、第4次札幌市長期総合計画の健康づくり分野の個別計画として位置づけられています。

本市における健康づくりの目標を設定し、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康の実現を目指すものです。また、あわせて「健やか親子21」の札幌市計画を含むものとしています。

（３）計画の期間

「健康さっぽろ21」の計画期間は、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までの10年間です（平成19年度に中間評価を実施）。

（４）計画の推進

計画の推進にあたっては、学識者をはじめ保健医療関係団体、市民団体などの代表者で構成された「札幌市健康づくり推進協議会」を設置し、計画の推進に関する事項の協議、関係機関・関係団体等との連携の強化などを行っています。また、市民が計画の趣旨を理解し、自主的な健康づくりを実践できるように、市広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布などのほか、各種健康教育や地域に密着した健康づくり事業の実施、自主

活動グループの育成と人材養成、医療機関や各種団体との連携、健康づくりに関する情報提供などを進めています。

（５）計画の基本的な考え方

①計画の基本的な考え方

「健康さっぽろ 21」では、だれもが自己の選択に基づいた健康を実現するために、次のように基本理念、基本目標、基本戦略を設定しました。

基本理念

市民一人ひとりの健康づくりを応援します

基本目標

すこやかに産み育てる

安心して子どもを産み、ゆとりを持ってすこやかに育てるために、家庭や地域の環境づくりが重要です。特に、思春期におけるこころと身体の健康を育むことが、生涯を通した健康づくりを行うための基礎となります。

健康寿命の延伸

市民がすこやかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、発病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を進め、生活習慣病の予防とストレスに適切に対処する能力を高めて、なお一層の健康増進を図っていくことが重要です。

健康な地域づくり

地域の中で、人々が世代をこえて自主的に健康づくり活動を推進できるよう環境整備を行うことが重要になります。

基本戦略

地域の特性を生かして

社会・経済的な側面や気候などの自然条件、これまで取り組んできた地域の健康づくり活動などを生かし、生活習慣上の課題などを踏まえて健康づくりを応援します。

根拠を示しながら

健康づくりを効果的に進めるために、地域の健康課題を明らかにし、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通して、健康づくりを応援します。

市民と各機関が連携して

家庭・地域・学校・保健医療関係団体・企業などと行政が協働して健康づくりを応援します。

すべての市民が協力して

すべての市民が、一人ひとりを大切にしながら、地域で協力して健康づくりに取り組むことができるように応援します。

気軽に楽しく継続して

市民一人ひとりの生活様式にあった健康づくりを、だれもが気軽に楽しく続けられるように応援します。

②領域別・ライフステージ別の健康づくり

「健康さっぽろ21」では、本市の現状から健康づくりをすすめていくうえで重要となる課題を9つの領域に分けて、具体的な指標を設定し、10年後の目安となる目標を設定しています。また、生涯を通した健康づくりを推進するため、ライフステージを6段階に分け、それぞれのステージにあわせた健康づくりのポイントを示しています。

領 域	1 母子保健	ライフステージ	1 幼年期（0～4歳）
	2 栄養・食生活		2 少年期（5～14歳）
	3 身体活動・冬季の健康づくり		3 青年期（15～24歳）
	4 休養・こころの健康づくり		4 壮年期（25～44歳）
	5 たばこ		5 中年期（45～64歳）
	6 アルコール		6 高年期（65歳以上）
	7 歯の健康		
	8 糖尿病・循環器病・がん		
	9 健康危機管理		

2 健康づくりを巡る国の動向

(1) 健康づくりを巡る近年の動向

近年の急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の有病率が増加するなど、疾病構造が変化している状況にあることから、国では、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定しました。「健康日本21」では、これまでの疾病の早期発見・早期治療という二次予防にとどまることなく、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病などの発病そのものを防ぐ一次予防を重視しており、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」の9分野について70項目の指標を設定し、2010年度までの具体的な目標を掲げています。

平成14年8月には、「健康日本21」の健康づくり施策を推進する法的基盤として「健康増進法」が制定され、都道府県、市町村においても地域の実情を反映した地方健康増進計画を策定することとされ、平成16年5月には、国民の健康寿命を延ばすことを基本目標に、「生活習慣病予防対策の推進」と「介護予防の推進」を柱とした「健康フロンティア戦略」が策定され、平成19年4月には、内閣官房長官主宰の「新健康フロンティア戦略 賢人会議」において、国民の健康寿命を延ばすことを目標とする政府の10か年戦略「新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～」が取りまとめられました。

さらに、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法では、予防を重視した生活習慣病対策を柱の1つとしており、40歳以上の被保険者・被扶養者に対する健診・保健指導を義務化し、国としてメタボリックシンドローム対策に取り組むこととしています。

また、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的、計画的に推進するため、平成17年7月に「食育基本法」が施行され、平成18年3月には「食育推進基本計画」が策定されています。

平成18年6月には、自殺者数が高い水準で推移していることから、「自殺対策基本法」が制定されました。この法律では、自殺対策を総合的に推進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務が規定されました。

なお、平成19年9月、「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」が一部改正され、市町村健康増進計画の策定時には、市町村が医療保険者（市町村国保）として実施する保健事業と連携を図ることや、市町村が実施する健康増進事業を計画に位置づけることなどが示されました。

母子保健については、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示し、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画として、平成12年に「健やか親子21」が策定されました。「健やか親子21」では、「思春期の保健対策の強化と健康教育の

推進」「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」の4つの主要課題を掲げ、さらにその下に61の指標を設定しています。

少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として「少子化社会対策大綱」が平成16年6月に閣議決定されました。この指針に基づく実施計画として平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、「健やか親子21」の趣旨を踏まえた施策内容と目標を掲げています。

平成16年4月には、子どもの虐待予防から早期発見、支援の対策が重点化された「児童虐待防止法」が改正、平成16年12月には「児童福祉法」が改正されました。

（２）「健康日本21」「健やか親子21」の中間評価

国は、平成19年4月に、「健康日本21」の中間評価報告書を取りまとめ、計画期間を平成24年度までに延長しました。

全体的な評価としては、目標を達成している項目がある一方で、改善していない項目や、悪化している項目もみられ、全体として必ずしも改善が十分ではない状況にあります。社会全体として健康づくりを国民運動化するための取組が不十分であったことから、今後は、メタボリックシンドロームの概念や生活習慣病予防の基本的な考え方を普及させるなど、ポピュレーションアプローチを積極的に展開することとしています。さらに、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の義務化により、生活習慣病の発症予防を効果的・効率的に行うハイリスクアプローチとの相乗効果により、国民の健康増進や生活の質の向上を目指し、生活習慣病対策を着実に進めることが求められています。

また、「健やか親子21」についても平成17年度に中間評価が行われ、多くの点で改善もしくは改善傾向にあるものの、未解決の課題や新たに取り組むべき課題も明らかになっており、「思春期の自殺と性感染症罹患の防止」「子どもの虐待防止対策の取組の強化」「食育の推進」などの5項目について重点的に取り組むこととしています。

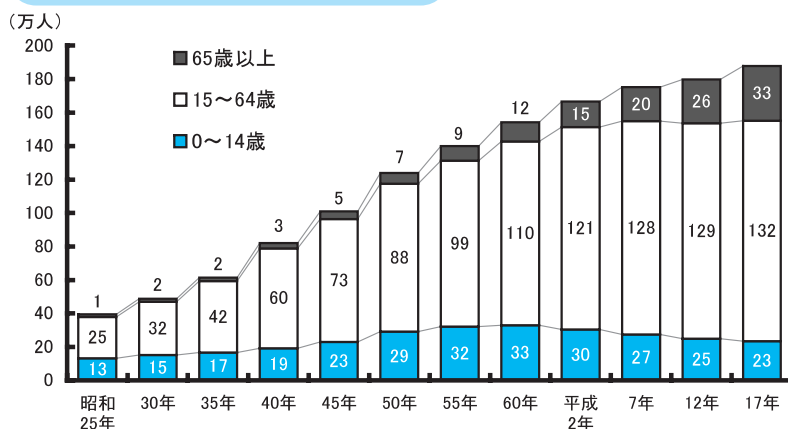
3 札幌市の概況

(1) 人口構成

①人口と老年人口（65歳以上）

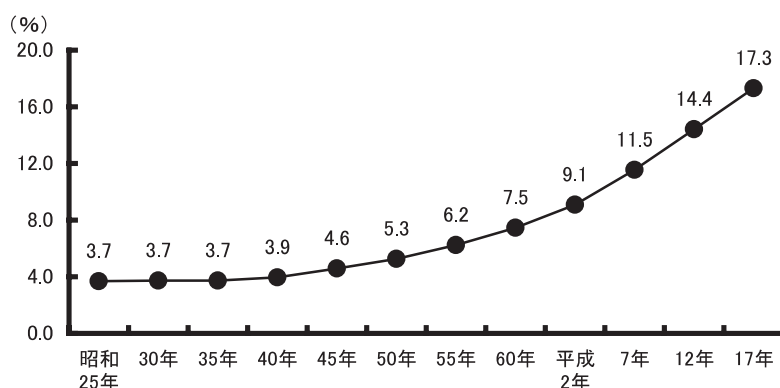
平成 17 年 10 月 1 日現在の札幌市の人口は 1,880,863 人で、平成 12 年と比べ、58,495 人増加しています。0～14 歳の年少人口は減少傾向にあり、一方で、65 歳以上の老年人口は増加しています。平成 17 年の老年人口の割合は平成 12 年と比べて 2.9%増加しており、17.3%となっています。

人口の推移（年齢 3 区分別）



「札幌市統計書」

老年人口割合の推移

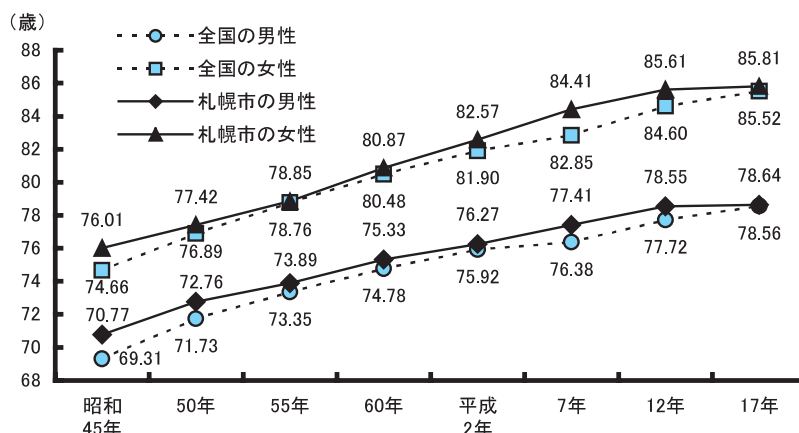


「札幌市統計書」

②平均寿命

札幌市民の平均寿命は、平成 17 年には、男性が 78.64 歳、女性が 85.81 歳となっており、男女とも全国平均を上回っています。

平均寿命の推移



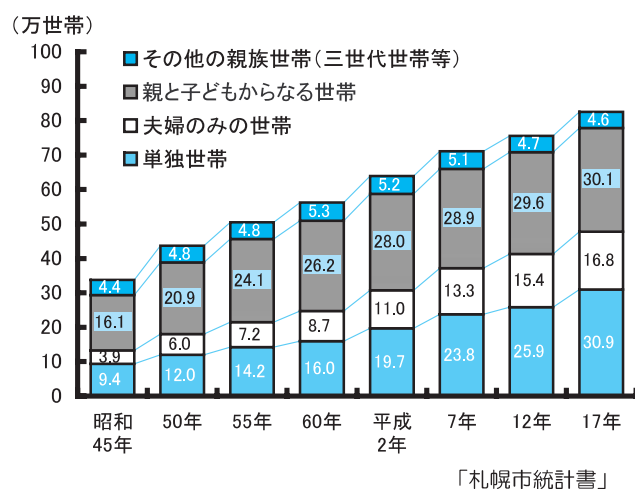
「札幌市統計書」

(2) 世帯構成

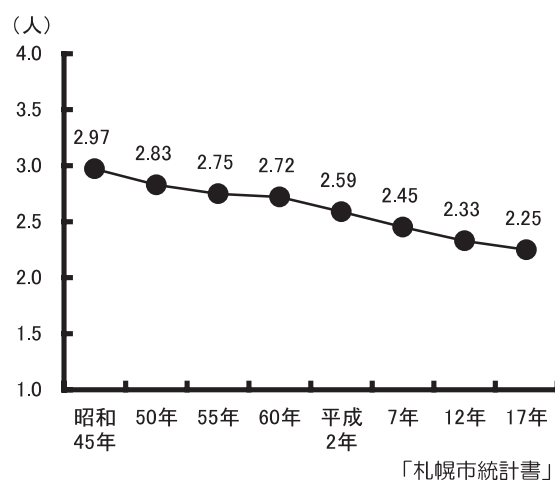
世帯数は年々増加しており、平成 17 年には 824,906 世帯となっています。世帯類型は、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」を合わせると 477,770 世帯となっており、全世帯の 57.9%を占めています。

また、平成 17 年の 1 世帯あたりの平均人員は 2.25 人となっており、年々減少傾向にあります。

類型別世帯数の推移



平均世帯人員の推移

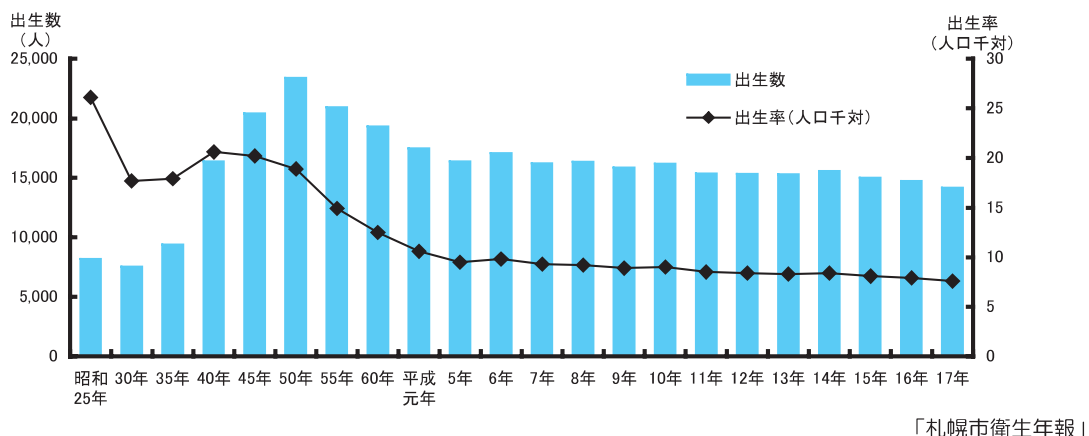


(3) 出生の状況

①出生数・出生率

出生数は、昭和 50 年をピークに減少傾向にあり、平成 17 年には 14,184 人となっています。また、出生率（人口千対）も年々減少しており、平成 17 年には 7.6 となっています。

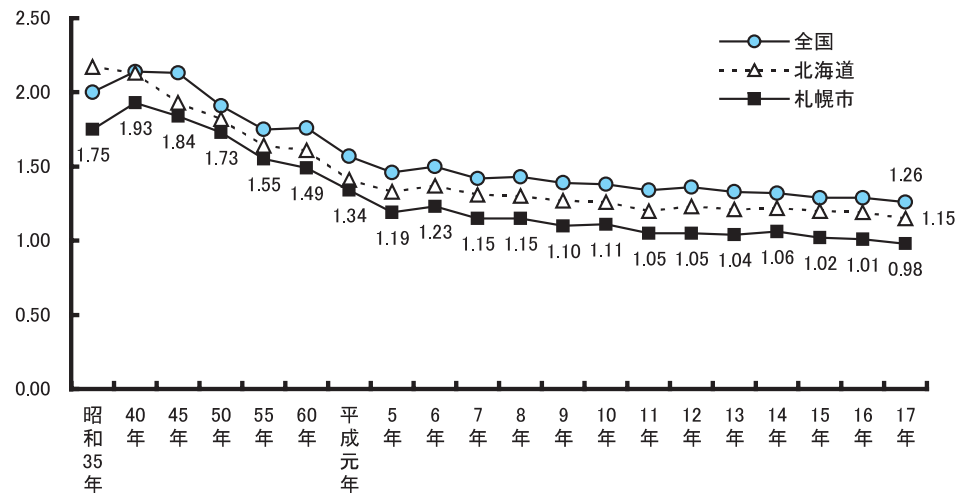
出生数と出生率の推移



②合計特殊出生率

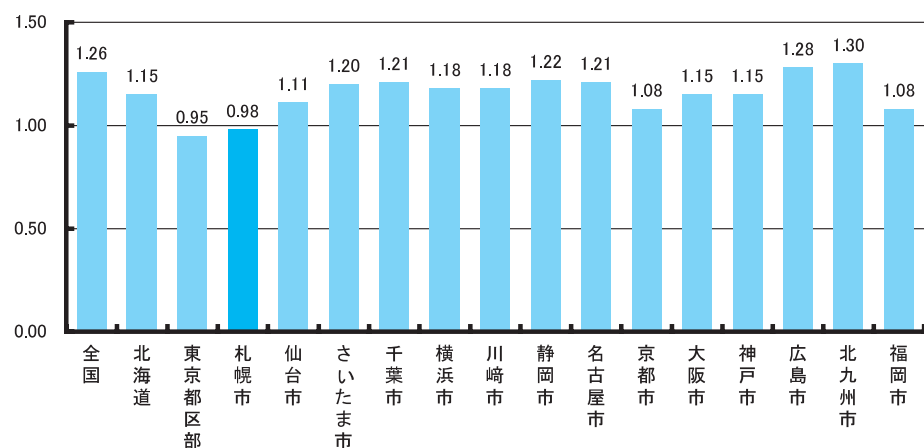
合計特殊出生率は、昭和40年以降減少傾向にあり、平成17年には0.98と1.0を下回っています。また、全国、北海道、15大都市と比較しても、札幌市は東京都区部に次いで低い値となっています。

合計特殊出生率の推移



「人口動態統計」(厚生労働省)

全国・北海道・15大都市の合計特殊出生率



「平成17年人口動態統計」(厚生労働省)

(4) 死亡の状況

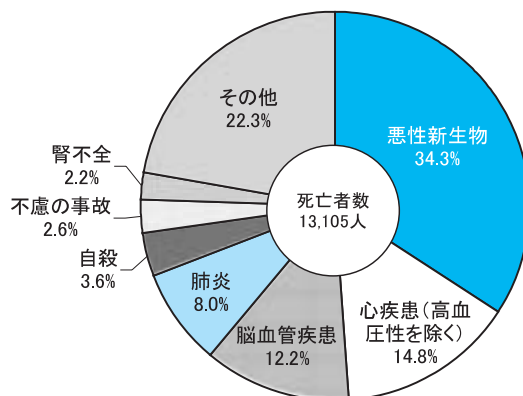
①死因別死亡数・死亡率

平成 17 年の総死者数は 13,105 人、死亡率(人口千対)は 7.0 となっています。

死因別にみると、「悪性新生物」が第 1 位で 4,490 人 (34.3%)、第 2 位が「心疾患 (高血圧症を除く)」で 1,933 人 (14.8%)、第 3 位が「脳血管疾患」で 1,598 人 (12.2%) となっています。

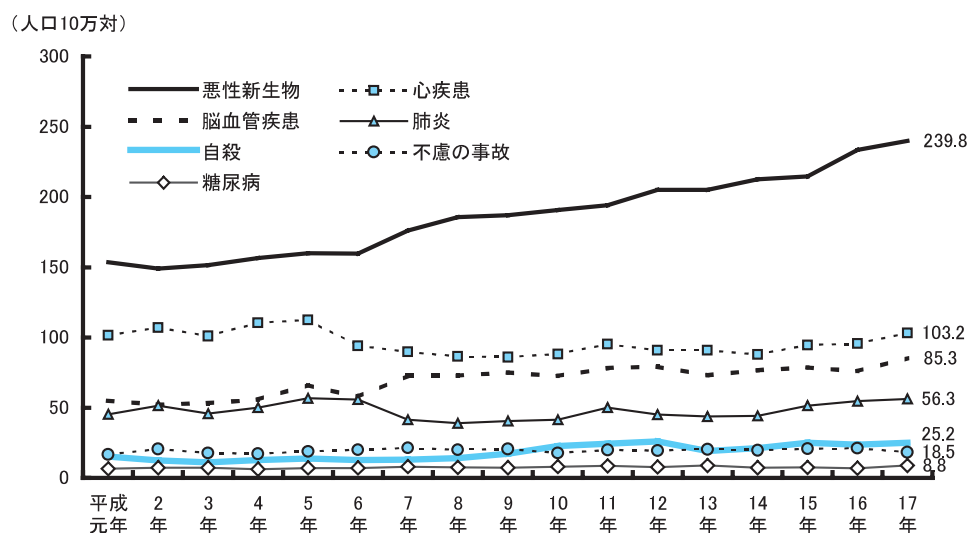
また、死亡率 (人口 10 万対) の推移をみると、「悪性新生物」が増加しており、平成 17 年には「心疾患」の 103.2 と比べ、2 倍以上の 239.8 となっています。

死因別割合



「札幌市衛生年報」(平成 17 年)

主な死因別死亡率の推移



「札幌市衛生年報」

②年代別死因と死亡割合

年代別の死因については、0 歳から 14 歳までは、「先天奇形、変形及び染色体異常」「不慮の事故」が上位を占めていますが、15 歳から 44 歳では、「自殺」が死因の 1 位となっています。35 歳以上は「悪性新生物」の割合が高くなり、45 歳以上では死因の 1 位を占めています。

年代別死因と死亡割合

単位：％

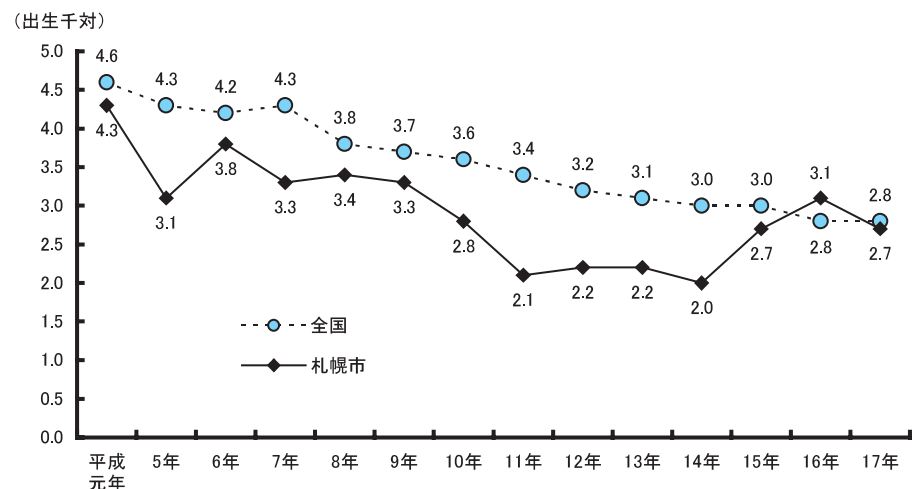
年齢	死亡 総数 (人)	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		死因	死亡 割合	死因	死亡 割合	死因	死亡 割合	死因	死亡 割合	死因	死亡 割合
総数	13,105	悪性新生物	34.3	心疾患	14.8	脳血管疾患	12.2	肺炎	8.0	自殺	3.6
0 歳	38	先天奇形、変形 及び染色体異常	36.8	周産期に特異的 な呼吸障害及び 心血管障害	15.8	胎児及び新生児の出血 性障害及び血液障害	7.9	心疾患・妊娠期間及び 胎児発育に関連する障 害・乳幼児突然死症候 群・不慮の事故	5.3		—
1～4 歳	19	先天奇形、変形 及び染色体異常	31.6	不慮の事故	15.8	腸管感染症・悪性新生 物・心疾患・肺炎・急 性気管支炎	5.3		—		—
5～14 歳	13	不慮の事故	30.8	悪性新生物	23.1	その他の新生物・先天 奇形、変形及び染色体 異常・心疾患・自殺	7.7		—		—
15～24 歳	83	自殺	37.3	不慮の事故	27.7	悪性新生物	9.6	心疾患・脳血管疾患	2.4	その他新生物・肺 炎・他殺	1.2
25～34 歳	165	自殺	36.4	不慮の事故	19.4	心疾患・悪性新生物	12.1	脳血管疾患	2.4	先天性奇形、変形 及び染色体異常	1.2
35～44 歳	319	自殺	28.5	悪性新生物	25.1	脳血管疾患	10.3	心疾患	8.8	不慮の事故	7.8
45～54 歳	669	悪性新生物	41.1	自殺	13.3	心疾患	12.9	脳血管疾患	9.0	不慮の事故	5.4
55～64 歳	1,668	悪性新生物	49.0	心疾患	11.4	脳血管疾患	8.9	自殺	6.3	不慮の事故	3.7
65 歳以上	10,131	悪性新生物	32.4	心疾患	15.8	脳血管疾患	13.3	肺炎	9.9	腎不全	1.9

「札幌市衛生年報」（平成 17 年）

③乳児死亡率

乳児死亡率は全国平均を下回って推移していましたが、平成 16 年には 3.1 と全国平均を上回り、平成 17 年には 2.7 となっています。

乳児死亡率の推移



「札幌市衛生年報」